

イベントなど中止のお知らせ

4月23日時点の情報を掲載しています。
最新情報は町ホームページをご覧ください→



対応	期日	イベント名	問合せ先
中止	4月中旬～5月上旬	那須こいのぼりの里	産業課商工観光係 (内線 413・414)
	5月1日(金)～10日(日)	楽山園夜間ライトアップ	社会教育課文化財保護係 (内線 521・523)
	5月3日(日・祝)・4(月・祝)	タケノコの大名焼き	甘楽ふるさと館 ☎74-2660
	5月31日(日)	町内一斉「ごみゼロの日」	住民課環境係 (内線 269)
	6月上旬	第8回大名庭園のホテル観賞会	社会教育課文化財保護係 (内線 521・523)
	8月14日(金)	甘楽町花火大会	産業課商工観光係 (内線 413・414)

善意の紹介

- 中国上海市在住の女性(甘楽町出身)
マスク1,050枚を寄付されました。



女性から届いたマスクを受け取る
茂原町長(左)と森平副町長

- 横尾英雄さん(高崎市)
ゲンジボタル(幼虫)2,000匹を寄付されました。

- 株式会社柴田合成(小幡)
マスク12,000枚を寄付されました。



マスクは高齢者の皆さんなどに配布

善意に深く感謝し、
広く皆さんにお知らせします

気になるコロナウイルス関連情報をお届け

小中学校・学童保育・施設利用の最新情報

「甘楽町安全安心メール」は、火災や防災、防犯、地域の情報を電子メールでお知らせするサービスです。事前に登録していただくと、携帯電話やパソコンなどに必要な情報が配信されます。
※基本的には防災行政無線と同じ内容です。また、町からのお知らせやイベント情報など行政情報もお届けします。

甘楽町
安全安心メール

登録方法

- ①携帯電話やパソコンなどから右の「QRコード」を読み込み、表示されたメールアドレスへ空メールを送信してください。また、QRコードを読めない場合は、[ml.kanra@e-park.ne.jp]へ空メールを送信してください。
- ②安全安心メールを登録するURL(Webサイト)が送信されますので、URLをクリックしてください。
- ③「火災防災」「防犯」「行政情報」の中から送信を希望する情報をチェックし、「利用規約を了承して登録」ボタンを押すと、登録完了のメールが送られて登録終了です。

QRコード



4月17日現在の登録者数は
3,285人です



※迷惑メール対策を設定している場合は、このドメイン(e-park.ne.jp)からのメールを受信できるように設定解除する必要があります。設定方法は、各携帯電話会社の方法に従ってください。

■問合せ先 総務課庶務係 内線211

新型コロナウイルス感染症
緊急事態宣言が発出されました

- 不要不急の外出を控えて、人との接触を避けましょう。
- こまめな手洗い・うがい・咳エチケットなどの感染予防対策を徹底しましょう。
- 「密閉」・「密集」・「密接」の3つの密が重なる場所を避けましょう。

■ 問合せ先 健康課保健係(にこにこ甘案内)
☎67-7655(内線631・632)

群馬県新型コロナウイルス感染症
コールセンター

☎0570-082-820

時間：午前9時～午後9時

※電話での相談が困難な人
県庁FAX 027-223-7950

新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の受診先に関する相談を受け付けています。

下記のいずれかの症状がある場合や心配な場合は、相談してください。

次の症状がある人は直ちに相談してください
◆強いだるさ(けん怠感) ◆息苦しさ(呼吸困難)

- ①風邪の症状
 - ②37.5℃以上の発熱
- ⇒①または②の症状が4日以上続いている
◆高齢者・持病のある人・妊婦は、
上記の症状が2日程度続いている場合

緊急事態宣言を受けて
政府による緊急事態宣言が4月7日、東京など7都府県に発出され、町では、小中学校・幼稚園の臨時休校・休園を決定しました。また、4月16日には緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大されました。
この状況を踏まえ、町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を4月17日に開催し、町有施設の利用休止期間の延長、イベントの中止などを決定しました。



↑施設利用
休止情報



町有施設の利用休止
現在利用を休止している町有施設(公民館、図書館、ら・ら・かんら、文化会館、体育館ほか)は、5月31日まで休止期間を延長します。
詳しくは、町ホームページで確認ください。

富岡甘楽新型コロナ発熱外来を設置

4月20日に富岡市甘楽郡医師会による「富岡甘楽新型コロナ発熱外来」が開設されました。

開設時間 月～土曜日 午後2時～4時
日曜日・祝日は休診
開設場所 富岡市甘楽郡医師会休日診療所(富岡市富岡2037-1)
受診方法 完全紹介制ですので、**まず、かかりつけ医に必ず電話で相談してください。**

子育て世帯応援金を支給
町では、学校休校に伴う「子育て世帯応援金」の支給を行っています。これは、学校の臨時休校に伴い、子どもが家庭で過ごす時間が長くなり、食費や光熱水費、生活必需品の支出が増えていることから、小中学生・高校生のいる家庭に対し、子ども一人当たり10,000円の支給を行うものです。小学生566人、中学生344人、高校生336人の合計1,246人を対象に4月27日から支給を開始しています。